

【各担当者による会議等】

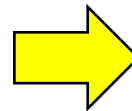
- ・いじめ防止対策委員会
- ・生徒支援委員会
- ・ケース会議
- ・学校運営協議会 等

【教職員研修】

- ・カウンセリング研修
- ・授業のユニバーサルデザイン研修
- ・SSW による研修
- ・QU(教育心理検査)研修 等

【実際に生徒と関わる教育活動】

- ・日々の生徒観察、コミュニケーション
- ・面談週間 〈学期に1回〉
- ・週の振り返り
- ・タブレットを用いた心の健康観察
- ・カウンセリング
- ・通級指導
- ・学校生活についてのアンケート 〈学期に1回以上〉
- ・ハイパーQU(教育心理検査) 〈年に2回〉
- ・保護者、地域との情報交換、共有
- ・教職員間でのコミュニケーション 等



未然防止へ

いじめを認知した際の組織的対応

迅速な対応

学年・関係職員



いじめ防止対策委員会

被害者への対応

- ・まずは辛い気持ちを受け入れ、受容する
- ・「最後まで守ること」「秘密は守ること」を約束し、不安感が取り除けるよう働きかける
- ・本人に寄り添った声かけて、安心感をもてるよう継続的に働きかける

傍観者、クラスへの対応

- ・いじめの内容によっては、当事者だけの問題にとどめず、広い視野をもち、傍観者もいじめを肯定しているということを理解させる
- ・被害者、加害者ともに当該事案が原因でクラスに居づらい状況が生まれないよう働きかける

加害者への対応

- ・頭ごなしに決めつけず、事実関係とそれに付随する背景を明らかにした上で話をする
- ・いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、被害者側の気持ちを考えさせる
- ・表面的な解決だけでなく、継続的に関わりをもつ
- ・必要であると判断された場合は関係機関との連携を図る

※指導や聞き取りの内容に関しては、正確な情報を保護者に連絡するとともに、家庭での話し合いを促す。

これらの対応を組織として行うことで、未然防止、早期発見、再発防止につなげる。